

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 62 号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 14 号）の一部を次の
ように改正する。

第 179 条に次の 1 項を加える。

- 3 指定就労継続支援 A 型事業者は，就労の機会の提供に当たっては，
利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに，その
希望を踏まえたものとしなければならない。

第 180 条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め，同項を同条第 5
項とし，同条第 3 項を同条第 4 項とし，同条第 2 項を同条第 3 項とし，
同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は，生産活動に係る事業の収入から生
産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が，利用
者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第 180 条に次の 1 項を加える。

- 6 賃金および第 3 項に規定する工賃の支払いに要する額は，原則とし
て，自立支援給付をもって充ててはならない。ただし，災害その他や
むを得ない理由がある場合は，この限りでない。

第 184 条の次に次の 1 条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金および第180条第3項に規定する工賃ならびに利用者の労働時間および作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の後ろに「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「、第91条中「第94条」とあるのは「第185条において準用する第94条」と」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定就労継続支援A型の事業を行う場合における利用者に対する就労の機会の提供等の運営の基準に関する規定を整備するため